

第 4851 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 11月 11日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 消費税、総額表示義務の特例

**Q**：消費税税率が引き上げられるのに伴って、総額表示義務の特例が設けられたそうですが、どのような特例なのでしょうか？

**A**：誤認されない措置を講じているときに限り税込価格表示しなくてよいという特例です。

### 【解説】

平成26年4月1日から消費税率が8%に上がりますが、それに伴って、総額表示義務の特例が設けられ、平成29年3月31日までは、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じている限り、税込価格表示しなくてよいとされました。

ただし、できるだけ速やかに税込価格表示にするよう努力しなければならず、平成29年4月1日からは、総額表示をしなければなりません。

誤認防止措置が講じられていない場合とは、誤認防止のための表示が十分でないため、消費者が商品を選択する際に、その価格が税込価格でないことが認識できない場合をいい、表示が次のような場合がそれに該当します。

- ①店内のレジ周辺だけで行われている。
- ②商品カタログの申込用紙だけに記載されている。
- ③ネット上の決済画面だけに記載されている。

また、誤認防止のための表示が、一般消費者にとって見づらいものであるなど、明瞭に表示されていない場合についても誤認防止措置が講じられていないものとされます。

